

牧之原畑地総合整備土地改良区ソーシャルメディア運用指針

牧之原畑地総合整備土地改良区職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、牧之原畑地総合整備土地改良区（以下、「土地改良区」という。）が運用するソーシャルメディアの運用指針（以下、「運用指針」という。）を次のとおり定めるものとする。

1 運用するソーシャルメディアの種類

Instagram、Facebook、X(Twitter)、YouTube、LINE 公式アカウント

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名（各アカウント毎記載）

・Facebook

(1) アカウント名 水土里ネット牧之原

(2) URL <https://www.facebook.com/midorinetmakinohara>

(3) アカウント運用者 牧之原畑地総合整備土地改良区

・Instagram

(1) アカウント名 midorinetmakinohara

(2) URL <https://www.instagram.com/midorinetmakinohara/>

(3) アカウント運用者 牧之原畑地総合整備土地改良区

・X (Twitter)

(1) アカウント名 @midorinetmaki

(2) URL <https://twitter.com/midorinetmaki>

(3) アカウント運用者 牧之原畑地総合整備土地改良区

・YouTube

(1) アカウント名 YouTube

(2) URL <https://www.youtube.com/@midorinetmakinohara>

(3) アカウント運用者 牧之原畑地総合整備土地改良区

3 投稿の目的

(1) 土地改良区に関する写真や動画を発信することで、土地改良区組合員を中心に、土地改良区に関わる人に対して、事業、業務、取組を伝え、土地改良区への理解をより深めてもらうこと。

(2) ソーシャルメディアを通して、担い手農家や若手農家のネットワークを築くこと。

(3) 関係5市を始めとした一般住民の土地改良区を知らない人に対して、役割や事業、取組を発信することで関心を深め、土地改良区の必要性を理解してもらうこと。

4 投稿内容

土地改良区の会議及び行事、災害等の緊急的な情報、景観、季節の風景、イベントの様子、お茶を中心とした特産品、グルメなど。

5 コメントなどへの対応

このアカウントに対するコメント、メッセージに対しては、原則として対応しない。土地改良区へのご意見やご提案は、直接土地改良区へ問い合わせることとする。

6 個人情報に関する取り扱い

ソーシャルメディアの利用を通じて土地改良区が提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)と土地改良区個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に取り扱うものとする。

7 運用指針の変更

(1)運用指針は、予告なく変更する場合がある。

(2)変更後の運用指針は、土地改良区が別途定める場合を除き、土地改良区ホームページ上に掲載した時点から効力を生じるものとする。